

学校法人のセグメント情報の検討に関する意見

2023年10月17日

日本公認会計士協会 常務理事 稲垣正人

第1回から前回第5回までの検討会での議論を踏まえ、以下の意見を提出します。

セグメント情報に係る会計基準について第3回検討会の参考資料6（7月7日付け意見）に記載の通り、学校法人がセグメント情報を作成するためには、具体的な作成基準が必要となります。また、その作成基準及び適用方法の存在と妥当性が監査の前提となります。セグメント区分は所与のものとして、以下の通り、各セグメントへの金額配分基準の在り方とその課題を認識検討する必要があります。

1. 学校法人会計基準で定めるセグメント情報の作成基準

今回の私学法改正に伴い開示目的の財務報告の性格が明確になったことから、所謂「一般目的・適正性」の財務報告の枠組みが求められます。その枠組みにおいては実態を反映することが求められますので、セグメント情報においても、複数のセグメントに係る共通費（共通資産）を各セグメントに適正に配分する必要があります。例えば、設定したセグメントに対する収支や財務内容がその実態を正しく表示されなければなりません。現行の内訳表における人件費の発令基準は必ずしもコスト発生の実態を反映していない場合があるため、当該区分の収支を正しく表示しているとは限りません。適切な配賦基準の設定を求めることが必要となります。また、法人本部や法人共通といったセグメントをどこまで許容するのかによっても配分基準は異なることとなります。

したがって、会計基準においてはその考え方を明確に定める必要があり、その為には実態を踏まえた検討が必要となります。

なお、このような実態を反映したセグメント情報は外部利害関係者のみならず学校法人経営（マネジメント）においても有用なものとなります。

2. 各学校法人における具体的作成基準（適用方法）と対応

学校法人会計基準（実務指針等を含む）に定められた作成基準（原理原則）を前提として、各学校法人は自身の運営状況の実態に応じて適切かつ具体的な配分基準（直課及び配賦）やその算定プロセス等を検討する必要があります。

費目（項目）に応じてどの様な配賦基準が適切か、具体的な配賦基準の算定方法をどの様に定めるかといった管理ルールが必要となります。例えば、共通人件費に関し従事時間基準を採用する場合、どの様に従事時間を測定するかといった課題があります。

なお、会計監査においてはその様な管理ルールやプロセスの妥当性及び脚注等を含め

た開示の妥当性を検証することとなります。

3. 作成基準適用の経過措置の必要性について

上記の会計基準の検討と各学校法人における導入検討には相応の時間を要します。そのため、令和7年度からの新ルール適用が一部間に合わない場合を想定し、実務への配慮の観点からも、一定期間の経過措置を設けることが肝要と考えます。

例えば、従前の内訳表の作成基準の適用を作成方法の脚注表示を条件に一定期間許容する経過措置も考えられます。

以 上